

## 慶応期小豆島一揆の一特質

大 石 庄 一

### 一、はじめに

百姓一揆・都市打ちこわしは、慶応年間において近世最大の発事件数を記録した。とくにそれは慶応二年に集中し、幕藩領主階級をして深刻な危機意識を抱かせ、幕藩制解体の原動力としての役割をはたすことになった。

このような慶応二年の全国的な階級闘争の一翼を担ったものとして、同年一月にはじまる美作津山藩の改政一揆をあげることもゆるされるだろう。この改政一揆の一環として、同年一二月から翌三年一月にかけて同藩領小豆島と展開したのが小豆島一揆である。それは、物価暴騰を直接的契機とし、美作本領における一揆・長州戦争などの社会的政治的混乱の影響をうけ、文久元年以降の津山藩の収奪強化政策―新規運上取立・年貢一割増徴などを基本的原因

として勃発した強訴・打ちこわしをもってする闘争であった。

小稿は、改政一揆の總体的把握のための前提的作業の一部として、この小豆島一揆について闘争の経過をのべ、その歴史的特質の解明を目標としている。とはいえ、その目的を達成することは、力量的にも史料的にも今の私にはできない。そこで課題をつぎのように限定せざるをえない。それはまず、けっして豊富とはいえない諸史料の検討を行うとして、一揆の対象・主体・要求などの基礎的諸事実を明らかにすること、ついで強訴と打ちこわしの関連、およびそれぞれの特質について若干の論点の提示を試みることである。主として依拠した史料はつぎの四点である。

- ① 『改政一乱記』巻五（津山市郷土館所蔵、「改政」と略記）。
- ② 『乱妨後日の聞書』（土庄町・高尾寿氏蒐蔵明治七年一二月付）。

写本、「乱妨」と略記。

③ 『口書并申渡伺書』 (津山市郷土館所蔵、「口書」と略記)。

(以上三点はともに『日本庶民生活史料集成』一三巻以下『集成』と略記に所収されており、引用はすべて本書によった。その場合の引用注記は、史料名と本書の当該頁数のみを記す。例えば「改政」三二―三三頁、のように)。

④ 「乱妨後日の聞書」(『小豆郡誌』所収、「乱妨」『郡誌』と略記)。

## 二 小豆島一揆の歴史的前提

### (一) 一揆の経過

小豆島一揆は、その闘争形態・主体・要求などの差異から、第一段階Ⅱ強訴と、第二段階Ⅱ打ちこわしとに区分して考えることができる。以下、その事実経過を概観しよう。

慶応二年一二月二日頃から西部六郷の各村では他村と連絡をとりあいながら、村の社などでひそかに寄合をかさねていた。年貢一割増・新規運上の取立などへの撤回を要求するための歎願惣代を選出するためである。二六日、黒岸村惣代定蔵らの連絡をうけた六ヶ郷の惣代および惣代以外の農民は、赤穂屋村定吉宅にあつまり、参加者全体の意向を反映させた歎願書を作成した。同時に、惣代の結束を

固めるべく惣代議定を取替わした。翌二九日には大庄屋所におもむき歎願書の取次を強要した。大庄屋たちはそれを拒んだが結局押切られ、歎願書は代官に届けられることになる。その後惣代たちは「早春御沙汰も無之候は、正月八日一同立合御催促」することを決めて散会した。その当日は肥土山村忠五郎宅に集まることになり、そこで改めて一〇日に「催促」することが評議された。ところが翌九日、代官側は急ぎ惣代を召集し、貧民救米九〇〇俵の給付を約したうえで、二二、三日までには沙汰するから「夫迄下方取押え相待可申」と命じた。しかし惣代たちはその救米を大庄屋所に預けてしまふ。「此度の義は御本国騒しくゆえ当分押置手明き候節願面を下げ、右申さば御召取に可被成」という代官側の魂胆を見破っていたからだともいわれる。惣代たちはこの日、「催促」を二三日に延期することを確認して帰村してしまつた。

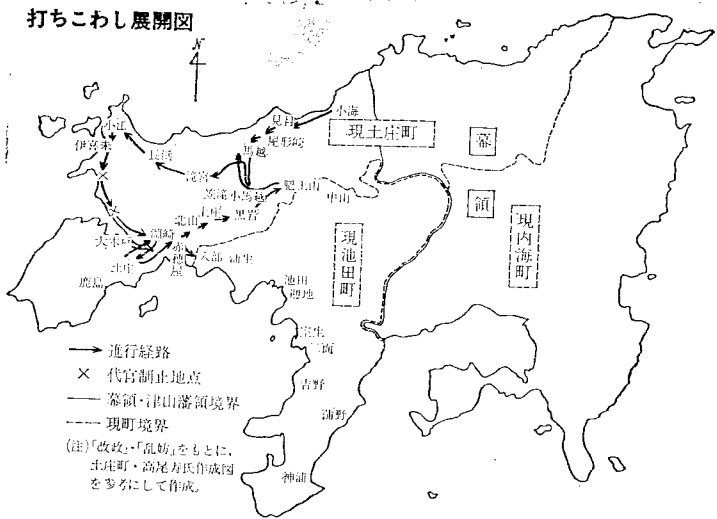
室生村次郎吉・迎地村長兵衛らによつて小江村森善四郎打ちこわしが計画されたのは、一月八日夜半、肥土山村忠五郎宅でのことであり、一〇日には次郎吉と長兵衛は、友左衛門宅で打ちこわし参加を呼びかける書状を作成した。翌日、その書状を伊喜末村多兵衛宛に差出すとともに、村々通達の手筈を整える。一方、打ちこわし計画を聞きつけた定蔵・淵崎村善蔵らは、それを未然に阻止すべく奔走

し、その結果、次郎吉らを説得することにも成功した。ところが時すでに遅く、一三日夕、小海郷と池田郷の二ヶ所からほぼ同時に蜂起の火の手があがった。

小海勢はまず小馬越村周辺に動員をかけるため馬越峠を越えるが、この地域は事前に定蔵らの制止をうけたこともあって、期待どおりの人足動員はできなかった。反転して滝宮村天王森で隊列を整えたのち小江村をめざし、森善四郎に攻撃をかけたが、その徹底的な破壊ぶりは「目もあてられぬ風情」であつた。そこから海岸沿に南下する途中、「其方共歎願の六ヶ条、一々聞遣し候間、早々相鎮り差ひかえよ」と懸命に叫ぶ代官の制止をはねのけ、淵崎・土庄両郷になだれこんだ。土庄村では同村から蜂起した一隊とも一時的に合流し、打ちこわしは最高潮に達した。その後、も破壊力を減退させることなく土庄郷・肥土山郷へ突きすすむが、一四日晚、馬越村岡上銀右衛門を最後に打ちこわしは終息する。

二日後、津山藩は鎮庄部隊を島に派遣した。「四千余人」とも「三千人」ともいわれる参加者のなかから、惣代のほぼ全員と「此度騒動の頭とおぼしき者、且は人道宜しからず都合百余人が逮捕され、「歎願徒党頭」「乱妨徒党頭」と目された定蔵・次郎吉ら六人は永牢処分となり、二月四日、津山に送検されていった。

打ちこわし展開図



(注) 「改政」・「乱妨」・「口書」・「乱妨」・「郡誌」による。  
 ※ 引用文については、旧字は新字に、変体仮名は平仮名にあらため、返り点は省略した。

(一) 小豆島の歴史的位置

ここでは小豆島の沿革・地勢・村落構造の一端をみておこう。

天保九年、近世初頭以来幕領の地であった小豆島は、津山藩領と幕領に二分された。当時の島総高は九五八一石二斗五升八合であり、九ヶ郷に分かれていた。そのうちの西部六郷三三ヶ村、総村高五九八一石五斗六升八合が、津山藩平松氏(家門)親藩・文化一四年以降(一〇万石)の支配下におかれたのである。天保一四年、藩は淵崎村に陣屋を設置し、各郷一人の大庄屋を頂点とする郷村支配機構をつうじて、廃藩置県にいたる三〇数年間この遠隔地所領を支配していく(「乱妨」三三六頁)。

島の耕地は圧倒的に畑がちであり(明治六年池田村の田・畑の面積比率は一对三・七であり、同一二年の島全体の田・畑・山村のそれは一对四对一八)、しかも山添、海添の耕地が多く、地味も低劣である。こうした地勢に対応して農民の多くは、「海岸浦辺の村方は農業の余勢を以て塩浜井魚猟を稼ぎ、又山添の村々は山林の焚木を伐出し、近国の津へ積送り、其売代を以て賦税課役の料に引当て、漸く窮

難を凌ぎ罷有候」とあるように、早くから換金作物栽培や産物獲得を農間余業としていた。

島の主要農産物の産額にもこうした傾向はあらわれている。表1は明治五年池田・中山両村の数値であるが、幕末から明治一二、三年の間に島の農業構造に大きな変動はないので、幕末期小豆島の実勢を反映しているといつてよ

表1 明治5年：池田・中山両村の主要農産物

品目	池田村		中山村	
	收穫	代価	收穫	代価
砂糖	225俵	10,152円43		
塩米	200俵	1,125円00		
麦	500石	1,625円00	147石	477円75
大豆	1,344石	2,688円00	230石	460円00
麻子	488石	1,344円00	25石	75円00
黍	6石	21円00	24石	84円00
摩	3石	24円00	1石2斗	9円60
薪	5石	30円00	4石5斗	27円00
芋	6石	6円00	4石3斗	4円30
蕎麦	217,525貫	2,464円50	23,054貫	202円41
粟	700目	667円28	500目	745円00
炭	58,489把	8円40	63,520把	3円36
	7石	107円25	2石8斗	39円00
			240俵	25円60

注 明治6年4月「去壬申歳産出品取調書上帳」(『明治6年御用留』池田町役場所蔵)より作成。

い。砂糖・塩・薪・菜種などの換金作物・産物の占める比重が大きいことがわかる。米は年貢・飯米をまかなうことができず、農民は麦・粟などの雑穀と薩摩芋を常食としていたという。素麺業も慶長頃の池田村に農間余業としてはいじまり、のち全島、ことに西部六郷において家内工業の広汎な展開をみ、文久二年に素麺問屋五〇名は株仲間を結成するにいたっている。文政天保期に隆盛し、天保三年に仲間を組織した醤油業、宝永年間以降、大庄屋特権として認可された酒造業とともに、豪農Ⅱ村役人層によって問屋制家内工業として組織され、島の代表的農村工業として発展してきたものである。

農民層分解の特質を具体的に解明する史料はきわめて乏しいが、このような商品生産の発展は、元禄・享保頃に起点を置く質的小作関係の進展を加速化したと考えてよく、農民諸階層は幕末維新时期にはつぎのように存在していたといえる。

①豪農Ⅱ村役人——酒造業の独占・高引・給米・諸役免除などの特権や用水・林野・漁界の占取管理権を掌握する大庄屋など村役人Ⅱ高持上層。諸問屋、廻船業、網主、など。

②小農——ほぼ農業生産のみで再生産を維持しうる高持中層。

慶応期小豆島一揆の一特質

③貧農Ⅱ半プロ——①の層に包摂・支配される高持下層・水呑(無高・山株非所有の極零細高持)。問屋による前貸支配下の家内工業Ⅱ直接生産者、賃労働(日雇・年季奉公)、小商人(小仲買・小売・行商)、小作、漁人、など。

つぎに表2、表3から農民層分解と村落構造との特質の一端を明らかにしておきたい。まず表2・3の比較から、①延享初年において一戸平均持高が延宝時の池田村の三・一四石より多いのは、小江・黒岩の二ヶ村のみであり、全体として農民の階層分化が進んでいる。これは小江村の水呑数が延享初年には八人(一三%)であったのが、文久(明治初年には約二〇%)と増加していることからいえる。

つぎに表2について。

①四石未満Ⅱ六〇坪以下の層が一群をなしている。全戸数二一六戸の約六三%にあたる一三七戸である。また持高・屋敷面積の一戸平均(三・一四石、四六坪余)に及ばない三石未満Ⅱ四〇坪以下層が一〇〇戸(約四六%)ある。この一〇〇〜一三七戸を高持下層・水呑層とみなしたい。実態としては幕末期の貧農Ⅱ半プロのそれに近いといえる。

②一石未満層が七六戸(約三五%)、うち四〇戸(約一九%)が無屋敷でもあり最下層に属し、その対極に、二三

表2 延宝7年; 池田村階層構成

屋敷 坪) 持高 (石)	1	11	21	31	41	51	61	71	81	91	101	111	121	131	141	151	計	
	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150		160
0.5以下	33	2	2	4	5	2	1		1	1							51	
0.5~0.9	7		2	5	5	2	1	1	1	1							25	
1~1.9	9	1	4	1	9	5	3										33	
2~2.9	3		1	3	4	4	7	1	1	1	2						27	
3~3.9		1		2	1	3	5	1		2	1	2					18	
4~4.9	2				1	2	2	3	3		1	1	1				16	
5~5.9					3	4	1	1	1	2			1				13	
6~6.9					1		1		2		3	1					10	
7~7.9					1				2		1					1	5	
8~8.9					1	1							1				3	
9~9.9										1		1					2	
10~10.9								1	1							1	3	
11~11.9								1			1						2	
12~12.9											1			1			2	
13~13.9											1				1		2	
15									1								1	
17															1		2	
23																1	1	
計	54	4	9	15	31	23	21	7	13	8	9	7	2	5	2	2	2	216

注(1)『延宝7年池田村検地帳』(池田町役場所蔵)より作成

(2)当時の池田村は戸数216・村高(入作は除く)678・438石・総屋敷面積(百姓所持分のみ)10,056坪。

(3)一戸平均…3.14石, 46坪余。

表3 延享初年: 郷村別の高・反別・水呑数

郷	村	村高(石) [計]	反別(畝・歩) [計]	戸数 [計]	水呑(%) [計]	高持一戸平均	
						高(石)	反別(畝)
土庄	土大	577.578	12,082.22	407	38(9.34)	1.06	22.1
	木	459.555 335.361 145.07	7,803.02 5,594.18 2,403.07	76 108 283 177 106	5(6.58) 1(0.93) 18(6.36) 14(7.91) 1(0.94)	1.73 2.06 1.38	29.4 34.3 22.9
上庄		295.829	3,371.09	155		2.10	23.9
肥土山		404.608	5,855.22	217		1.89	27.4
淵崎	淵伊	341.515 197.601 173.212 83.853	4,357.14 4,078.07 2,402.19 1,357.18	198 184 47 49	29(14.65) 14(7.61) 1(2.13) 3(6.12)	2.02 1.16 3.77 1.82	25.8 24.0 52.2 29.5
	崎	青馬	796.181	12,195.18	478		1.89
池田	小見	76.747 80.937 108.613 120.371 105.928 66.199 181.897	1,245.03 1,655.15 2,016.29 2,463.08 1,890.18 1,606.11 3,685.06	90 91 35 66 48 97 61	6(6.67) 2(2.20) 0(0) 3(4.55) 2(4.17) 0(0) 8(13.11)	1.60	23.5
	海	形	739.892	14,563.00	508		1.60
6ヶ郷計		5,606.584	91,170.01	3,723		1.60	26.1
9ヶ郷計		8,578.885	132,345.23	5,734		1.62	2.50

注 (1) 川野正雄『近世小豆島社会経済史話』136~7, 395~8頁より作成。

(2) 戸数のなかには寺社・医師などを含めて計算している村もあると思われるが、それが明記されている場合は、総戸数から除外して計算した。水呑0とある屋形崎・長浜両村は、水呑を総戸数から除外して計算したものと考えられる。

石余<sup>11</sup>五四〇坪の大庄屋平井兵左衛門ら村役人層が位置している。

表3については、各郷村の水呑比率・一戸平均高反別・反当り石高を基準とする相対比較から、

①上庄・肥土山・池田・淵崎の四ヶ郷は反当り石高が多く、土庄・小海兩郷に比較して相対的に上田・上畑が多い地帯である。なかでも肥土山郷と黒岩村は水呑比率がもっとも低く、小農が比較的大きな比重を占める村落である。とくに肥土山郷は「田が多く……米作が盛<sup>6)</sup>」である。

②土庄村・上庄郷・淵崎村・小江村は水呑が多く、かれらを賃労働・小作などとして包摂しうる豪農経営も一定程度存在している。農民層分解度の高い地域である。

③同じ小海郷の中でも小海・見目・長浜の三ヶ村は、小江村とは対象的に水呑・一戸平均高反別ともに少なく、貧農<sup>11</sup>半プロ層の多く存在する村落である。他村の豪農との間に質地小作関係、雇傭関係を強く結んでいる地域ともいえる。全体に小海郷は「田少く、漁業、石切り等」に依拠する面がよい。

注(1) 特注しない限り「改政」・「乱妨」・「口書」・「乱妨」『郡誌』による。

(2) 明治六年一月「池田村高反別」(『明治六年御用留』池田町役場所蔵、川野正雄氏より借覽)。

た。しかし、それは未発におわり強訴との結合の可能性をもたない打ちこわし形態での世直し一揆にとってかわられてしまう。これをいわゆる強訴と区別する意味で「強訴」<sup>4)</sup>とよぼう。

以下、「強訴」の主体、組織形態・要求を検討することによって、右のような「強訴」の特質をさぐってみたい。

まず「強訴」の主体について検討しよう。逮捕者のなかで名前・罪状などの判明する二人について整理したのが、表4である。逮捕理由に「歎願」「歎願徒党」とある一〇人が「強訴」の指導者、もしくは積極的参加者とみなされたものであるが、うち四名は惣代ではない。また惣代の持高・年齢などをみると、全員が一石以下、吉蔵は無高である。友左衛門・権八はそれぞれ「無筆」「文盲」とあるが、年齢的には全員四、五〇代で、村民の人望あつき惣代たるにふさわしい。惣代は、全領域的規模での無高・水呑をも含めた「小前一同寄合」(「口書」三六三頁)を基礎とし、「歎願惣代」として結集したのあるが、その時とりかわされた惣代議定には、鹿島・赤穂屋兩村と豊島三ヶ村をのぞく二八ヶ村六六人の名前が連記されている。そのなかには、のちに打ちこわしの対象となる土庄村の塩屋定助・津田屋弁蔵・元屋源九郎・肥土山村の奥野伊助ら豪農の名前もみえる。このように、「強訴」の主体<sup>11</sup>参加者の構成

慶応期小豆島一揆の一特質

(3) 『小豆郡誌』——以下『郡誌』と略記——六八九頁。

(4) 前掲『郡誌』によれば明治一二、三年頃まで島の特産物の第一は素麺、第二は醤油である。

(5) 以上、前掲『郡誌』五四三〜六四三頁参照。

(6) 『内海町史』——以下『町史』と略記——二〇八〜一四頁参照。

(7) 川野正雄『近世小豆島社会経済史話』——以下『史話』と略記——一三八頁。

(8)(9) 川井睦夫「慶応三年正月讃州小豆島西部六郷百姓一揆について」(『法政史学』一四号)。

### 三 強 訴

黒岩村庄屋沢助・入部村組頭伊兵衛の兩人が救米五七〇俵を受取りに津山表へ出立したのは、美作本領における一揆が依然として燃えつづけていた一二月八日のことである。その後旬日を経ずして、「小豆島百姓、騒立懸候」との通報が津山藩にもたらされた。こうした「騒立」「気運の昂揚を背景に展開するのが小豆島一揆の第一段階<sup>11</sup>強訴である。それは代官にたいし要求の受諾を強要する「催促」行動、すなわち「とうして、しめてねかひ事くへたつる」<sup>3)</sup>「非合法的な強訴」として計画され、「打ちこわしをとまなう惣百姓強訴」として発現する可能性をも秘めた闘いであっ

は、惣代を中核としつつもそれ以外の農民をも結集した「惣百姓」的性格を示している。

ところで、「強訴」の過程における積極性・指導性の相違から参加者は三グループに大別できる。その一は「強訴」の主導権をにぎった表4のAグループを中心とする層である。なかでも黒岩村定蔵と肥土村忠五郎——惣代ではなく逮捕もされていない——が指導的役割をはたしている。権八や友右衛門の供述書によれば、一二月二六日の惣代寄合の通知は、小海郷へは定蔵が、池田郷へは忠五郎がこれにあたっている(「口書」三六六、三六八頁)し、定蔵は二九日の「強訴」の先頭にもたっているのである(「乱妨」三四〇頁)。かれらの階級的性格は明らかではないが、前述した黒岩・肥土山兩村の地域的特質から、ひとまずそれを小農と規定しておきたい。第二はBグループを中心とする貧農<sup>11</sup>半プロ層である。かれらは「強訴」の主導権を掌握しきっているとはいえないが、「歎願徒党」のなかに大きな位置をしめていることは注目すべきことである。第三のグループは豪農<sup>11</sup>村役人層にたらなる惣代である。そのなかで惣代議定に捺印しているのは土庄村塩屋定助のみである。かれらは惣代として選出されたものの「強訴」には消極的であったのである。したがって、強訴を担った実質的組織は「歎願惣代」というよりも「歎願徒党」として理

表 4 小豆島一揆逮捕者

郷	村	名前	逮捕理由	逮捕後の処置	身分・持高・年齢・その他
A	淵崎	赤鹿屋 忠藏	敬願惣代寄合の宿提供	メリ会所差留、のち帰村組合預	惣代代人、0.085石、55歳
	〃	勝藏	〃	〃	惣代、0.13石、49歳
	〃	善藏	敬願書の筆記	〃	惣代、0.11石、50歳
	〃	伊暮末 善藏	(敬願)	メリ会所差留、のち帰村組合預	惣代、0.6石、46歳、【無筆】
B	小淵	伊暮末 九左衛門	(敬願)	入年、2月4日津山へ送換	惣代、0.8石、43歳、【文盲】
	〃	馬越 岩定	敬願の徒党頭	〃	惣代、0.5石、45歳
	〃	伊暮末 喜次郎	敬願・乱妨の徒党頭	〃	惣代、0.6石、46歳
	〃	伊暮末 長兵衛	〃	〃	惣代、0.5石、46歳
C	土上 淵	半次 次藏	乱妨	入年、のち帰村組合預	御組足輕侍分 孫四郎伴
	〃	半次 金藏	(乱妨)	〃	惣代、0.6石、46歳
	〃	半次 重三郎	乱妨	メリ・会所差留、のち帰村組合預	惣代、0.8石、43歳、【文盲】
	〃	半次 藤兵衛	(乱妨)	〃	惣代、0.8石、43歳、【文盲】
D	淵崎	黒岩 沢助	乱妨	帰村組合預	惣代、0.8石、43歳、【文盲】
	田	黒岩 伊兵衛	〃	〃	惣代、0.8石、43歳、【文盲】

注 「乱妨」・「土上野誌」より作成。( )内は推定。

解すべきであろう。△強訴▽は全領域的規模での「小前一回寄合」を基礎とし、小農・貧農Ⅱ半プロ層に階級的出自をもつ惣代を中核とする「敬願徒党」によって推進された闘争であったのである。

そこでつぎに△強訴▽をこのように特徴づけた要因をさぐるために、文久期の訴願運動を検討しよう。

文久元年一月に新規運上取立が、翌二年三月には年貢一割増が布達されたが、これにたいする各郷村の対応はまちまちであった。土庄郷は年貢一割増受諾・運上取立反対の意向を明らかにするが、それを訴願としては表現しなかった。小海・上庄両郷は他村の動静をうかがうにとどまった。一方、池田郷の二、三ヶ村、および黒岩・肥土山両郷は、村役人・惣代による年貢一割増の用捨をもとめる訴願をおこした。黒岩・肥土山両村は他村が請書を提出したのちも訴願をつづけ、とくに肥土山村では、「百姓一同腰弁当にて上庄村迄下り、早も騒動の勢」をみせるが、陣屋役人の説得により請書を提出することになった。

この訴願は、一時期の肥土山村の場合をのぞいて、村役人・惣代のみを担い手としており、それ以外の農民の参加しうる条件はなかったと思われる。このことは、惣代選出の寄合で作成した小馬越村の村議定の内容からもうかがうことができる。

此度取米増御用捨御願申上ニ付、村一同立合相談仕村惣代御頼、御願の筋義万事御任せ候上は、如何様ニ御取斗被成候とも毛頭故障申間敷候、為後日依て如件

また、訴願入用が高割と決められていることから、この時の村寄合の参加者は高持農民に限定され、無高層は村寄合から排除されていることがわかる。もともと、これは年貢増徴のみを問題とする村寄合としては、いわば当然のことともいえる。

文久期における闘争はこのように、わずか四、五ヶ村に展開したにすぎず、それも、△強訴▽の様相を一時的にのぞかせるが、基本的には村役人・惣代(高持中・上層)による越訴形態での訴願であった。この越訴は高持農民のみを構成員とする村寄合に基礎をおき、年貢増徴反対を唯一の要求とする、各郷(村)単位での孤立分散的な闘いとして展開したのであった。

ここには△強訴▽との差異Ⅱ質的变化が明確にあらわれている。この差異こそ小豆一揆の第一段階を△強訴▽として規定づけた内容であるが、それは政治的主体として成熟しつつあった貧農Ⅱ半プロ層が賦与したものといえよう。換言すれば、貧農Ⅱ半プロ層の村寄合・△強訴▽への参加によって、訴願主体の小生産者の孤立分散性にもとづくところの文久期訴願の孤立分散的性格が克服され、全領域的

規模での△強訴▽が展開したということである。△強訴▽へと各村々を結集させた原動力が貧農Ⅱ半プロ層であったことは、次郎吉の供述書に(「歎願」)同意不致村々へは、外村方より入来候由(「口書」三六二頁)とある点にもよみとれるように思われる。

つぎに△強訴▽の要求を検討しよう。それは、「改政」・「乱妨」などに収録された歎願書の内容として把握することも可能である。しかしそこには明らかでない事実誤認もみられることを考慮して、つぎの三項目に整理しておこう。

①新規運上取立反対、②年貢一割増反対、③家中奉公人給銀および長州戦争時の郷夫給銀・廻船料の高割・船持頭割反対。

まずそれぞれの要求項目にみられる領主的収奪が、どの階層にもつよい影響をあたえるかを明らかにする必要がある。②にみられる年貢増徴は高持農民全体への収奪であるが、ほぼ農業生産のみで再生産を維持する小農にとって大きな打撃となると考えられる。文久期の訴願において年貢増徴に最後まで抵抗を示したのが、小農の占める比重の大きい黒岩・肥土山両村であったことは、右の事情を反映したものとええよう。③にみられる収奪もまた高持全体を対象とするものであるが、廻船料の未払い部分の半額が船持(豪農)に転嫁されており、かれら高持上層をも

圧迫するものとみたい。それでは①にみられる運上収奪はどうであろうか。

新規運上を賦課された業種は、①問屋(素麵・煙草・穀物・鉄・魚)、②仲買、③小売(油・酢・米)、④加工業(砂糖・醬油・素麵・油)、⑤海猟、などである。文久期の訴願においては、土庄郷が反対の態度をわずかにみせただけであったことをみれば、小農にとって、この収奪はほとんど影響しないといつてよい。また問屋も対象となっているが、かれらにとって運上金とは、領主権力による独占的営業権の保障の反対給付としての性格をもつにすぎず、それとても前貸支配下におく直接生産者(事実上の賃労働)にたいし、容易に転嫁しうるものである。新設された魚問屋にたいする「漁人」の評価はこうであった——「是又魚問屋出来、此問屋へ一々付売ニ致よし、誠以漁人一同大迷惑の事也」。

新規運上収奪によって再生産の危機におこまれる階層は、前節で示したような存在形態をもつ貧農Ⅱ半プロ層なのである。とくに④の海猟はすべての漁種が収奪の対象とされたことよって、小海郷などの漁業につよく依存する貧農Ⅱ半プロ層を多く抱える村落にとっては、

海辺の村々漁人悉皆運上差上ニ相定、今迄は漁人運上ハ其村々え落納ニ相成候間、海辺の村々は随分勘定あしく相成候

とあるように、一村衰微の根源ともなる。

△強訴▽の要求は、右のようにそれぞれ階層的・地域的利害を異にする個別要求を、△強訴▽全体を包摂する統一要求として集約したものであった。しかし、それは豪農の商業高利貸の収奪や村役人の不正・不公平の問題に関する要求はまったくふくまず、対領主要求として一元化されておき、△強訴▽主体の特質に照応する性格を示しているといえよう。しかし客観的には、それは対領主闘争としての△強訴▽のみでは解決しえず、豪農Ⅱ村役人層との闘争を不可避とせざるをえない要求項目を含んでいる。新規運上取立反対の要求がそれである。

この点を明らかにするために運上収奪の方式についてみておこう。まず津山藩財政について簡単にふれると、それは、嘉永頃から急激に悪化し、第二次長州戦争後にはその極点に達した。改正一揆勃発の四日後には、幕府にたいし借入金返済の延期を要請する始末であった。こうした財政窮乏の進展は、御用金への依存の度をますますすふかめ、御用金を献納する豪農Ⅱ村役人層とのゆ着・共生関係が強化されていく。運上収奪は、収奪強化策の第一弾であり、最大重点政策でもあるが、右の豪農Ⅱ村役人層の一部を「運上取立役」(「改政」三三三頁)、中買株設定の世話人、海面運上取立の建議者(「口書」三七〇～一頁)として、新たな支配

(収奪)機構に編成しつつ遂行されるのである。

運上収奪が豪農Ⅱ村役人層を直接の実行者として強行されたために、貧農Ⅱ半プロ層はかれらとの矛盾をよりいっそう強め、打ちこわしを計画せざるをえない。次郎吉ら(Bグループ)は森善四郎打ちこわしを、「小前のもの為筋」(「口書」三六三頁)として正当化し、「御歎願筋御聞濟に相成候上は、拍子抜いたし出来」(同三六七頁)ないものと位置づける。かれらは「打ちこわしをともし強訴」を志向していたといえよう。これにたいして、いまだ豪農Ⅱ村役人の「助成」機能に期待をもつAグループは打ちこわしを「歎願の邪魔」(同上)とみる立場から、「村方におめて喧嘩口論等も相慎み候様申合せ」(「乱妨」三四〇頁)た惣代議定を制止の論拠として反対し、次郎吉らもこれに納得してしまふ。このことは、次郎吉らがいまだ惣代議定に規制されていること、そしてかれらの「こほちと申候ものは、御上え手向ひ候義にも無之、下方のみの義」(「口書」三六七頁)という「打ちこわし」観が、惣代議定の「村方」の「喧嘩口論」Ⅱ「打ちこわし」観を克服しえなかつたことを意味するものである。

文久期の越訴を慶応期の△強訴▽へと発展させた基礎的条件は、運上収奪反対を最大の要求とする貧農Ⅱ半プロ層の政治的主体としての一定の成熟にあった。しかし、かれ

らはいまだ「強訴」の主導権を掌握しきるほどには成長を  
とげていなかったのである。このために「強訴」は「打ち  
こわしをともしなう惣百姓強訴」へと発展させられることは  
なかった。こうして、いまや打ちこわしは、惣代以外のも  
のによつて、「強訴」とは分離し独自に展開されなければ  
ならないのであった。

- (注) (1) かれらが逮捕された(表4D参照)のは打ちこわし参  
加によるものではなく、津山本領での一揆の見聞を村民  
に話した疑いによるものと思われる。  
(2) 『津山藩日記』慶応二年二月十七日の条、長光徳和  
氏より借覧。

- (3) 『御触書天明集成』八九一頁。  
(4) 闘争類型としての惣百姓強訴あるいは惣百姓一揆とは  
一般に、「大衆行動のほとんど伴わない半合法的な越訴」  
とは区別される。「全藩的蜂起」(林基「百姓一揆の評  
価の問題」『明治維新史研究講座』1)をさし、多くの  
場合「打ちこわしをともしなう惣百姓強訴」(深谷克己「  
階級闘争と変革主体」『講座マルクス主義研究入門』第四  
巻「歴史学」)として理解されている。小稿の「強訴」規  
定はこのことを念頭においている。なお、小稿は「幕藩  
制における村請制の特質と農民闘争」(『歴史認識におけ  
る人民闘争の視点』歴史学研究会別冊特集)一九七二年)な  
ど、深谷氏の一連の業績に示される一揆分析の視点に負  
うところが多い。  
(5) 村寄合に無高・水吞が参加していたことは表4におけ

#### 四 打ちこわし

肥土山郷大庄屋太田彦左衛門は、打ちこわしを免れるべ  
く、一揆勢にたいして金子一万三〇〇両の施与を申出る  
が、打ちこわしの頭取とみなされる人物は、つぎのようにの  
べて、それをいへもなく拒絶する。

被成方一々御念の入候事に候得共、銘々此度の義は、あへて  
助成を乞にもあらず、上をへつらい色々新法をすすめ、下を  
苦しめ、自栄をきわめ候もの罪に行ふの処也は、多分の金子  
を貰ふては、多人数をもよふし押取同様の致方ならずや。斯  
成行かざる先の老方三千両は扱置、三百両も下さらは、只今  
の拾万両にも増るべし。誰が老人も乱妨を好むものは無御座  
候へども、無抛仕合にて、斯のしだらに候へども、近頃御氣  
の毒の至に御座候へども、残事相成がたく候間、早々御引取  
用意可致候……(改政三三四頁)

これは、小豆島一揆の第二段階Ⅱ打ちこわしの特質を簡  
潔かつ明瞭に表現した、きわめて注目すべき史料である。

まずはじめに、「上をへつらい色々新法をすすめ、下を  
苦しめ、自栄をきわめ候もの」と把握されている打ちこわ  
しの対象について検討しよう。表5は被襲者についてまと  
めたものである。合計五四人(他に蔵五軒)のうち三〇人  
の役職・営業関係が判明する。それは、村役人・酒造業・諸問

慶応期小豆島一揆の一特質

る物代の持高から明らかである。また、定蔵を首謀者と  
して密告した者の村八分をきめた黒岩村・村議定(明治  
三年二月付)も、このことを証明する史料である。これ  
を抄出すれば、

- 一、下作仕候者へ、当年限りにて差返し可申候事  
一、百姓日雇・諸職人等、右両家の仕事少しも致間敷  
候事

- とあり、五六人(延享初年の同村総戸数は四七、寛政元年  
のそれは五五戸)が連印している(土庄町太田穰氏所蔵)。  
(6) 慶応二年二月「歎願ニ付六ヶ村物代代の面々議定の事」  
(土庄町・高尾寿氏より借覧)。なお石井雅大氏は小豆  
島百姓一揆についての若干の問題」(『文化財協会報』特  
別号第五号所収)において、これを全文掲載されている  
が、誤植が目立つ。  
(7) 以下、特注しないかぎり本節の引用はすべて「年代録」  
(池田町・岡田家所蔵、川野氏より借覧)による。  
(8) 歎願書には、大庄屋給米の高割反対の要求もあげられ  
ているが、それは文久元年に手当米に切りかえられてい  
る(前掲「史話」三三三頁、前掲「年代録」)。  
(9) 主として前掲「年代記」に依拠し「改政」・「乱妨」を  
も参照のうえまとめた。  
(10) 『津山市史』第五巻、一八頁。  
(11)(13) 『国元日記』(津山市郷土館所蔵)慶応二年五月二  
八日の条。  
(12) 『維新史料綱要』巻六、七一頁。  
(14) 前掲「年代録」。その具体的な職務内容は明らかでは  
ない。

屋・地主・質屋など、総じて豪農Ⅱ村役人層であるといえる。

かれら村役人——あるいは豪農Ⅱ村役人層の村役人とし  
ての側面——が打ちこわされた理由をみると、上庄郷大庄  
屋紀勇次郎の場合は、「連上取立役なれば是をめぐ(襲)」  
(改政三三三頁)とあるように、文久元年以降の収奪強化政  
策の直接的実行者としての性格ゆえに、居宅・酒造蔵・酒  
桶を徹底的に破壊されたうえ「乱妨」(『郡誌』三三四頁)、「焼打  
ち」というもっとも激烈な形態をもって攻撃されている。

また、安政六年船方総取締役に任ぜられ帯刀を許可された  
(『郡誌』三五六七頁)小江村庄屋森善四郎は、次郎吉らによ  
つて攻撃目標の筆頭にあげられ(『口書』三六三頁)、望どおり  
の物を施与する旨をつげたにもかかわらず大損害をうけた  
(『乱妨』三四五頁)。それもひとつにはかれが「先達て海面御連  
上の義申上、下方難渋為致」(『口書』三七〇一頁)せたため  
にはかならない。このように、両者ともに年貢・村入用など  
の問題が攻撃理由ではなく、新規運上とのかわりにおい  
て打ちこわされていることは、連上収奪を基調とする「新  
法」が紀・森などの有力村役人層により主導されているこ  
とを、一揆勢が明確に認識していることを意味しているこ  
といえよう。池田村岡田光衛門をのぞく大庄屋全員(この時  
小海郷大庄屋は休役中)が打ちこわされている事実<sup>③</sup>は、そ  
のことを象徴的に示している。



郷村名	名前	役職	営業	被奪状況
小海・瀧長	友八元屋 綿屋・森善四郎	庄屋・船方 総取締役	問屋(米穀・素麺・油・綿)・地主 問屋(素麺・醤油)・地主 炭鉱・問屋(塩・米穀・肥料・醤油・雑貨・素麺)	大損, 居室・衣類諸道具・穀物・素麺 小損, 居室・家財 中損, 居室・隠居所, 出店
馬越	島屋久兵衛 浜野屋・岡上銀右衛門			
崎・伊喜米	岡金次郎 讃岐屋松次郎 八代田四郎兵衛	御用達	地主 大工	大損, 居室・家財・醤油蔵・穀物蔵・諸道具・衣類・諸帳簿 小損, 居室 中損, 内勝手向 酒・道具, 酒造人明石屋兵蔵
赤穂屋	栄蔵 柴屋源五郎(市郎左衛門) 中屋多三郎 明石屋兵蔵	郡代送迎の 御上賓任者 大庄屋	問屋(塩・素麺)・酒造・酒商・地主 油問屋 材木商 地主	中損, 居室・道具・浜蔵 小損, 居室・店売物(戸障子・板) 中損, 居室・店 小損, 居室・土蔵・質店 大損, 質物, 支配人津田屋弁蔵 小損, 酒・道具・店, 酒造人津田屋弁蔵 小損, 店売物・外廻り 大損, 居室・隠居所・諸道具・衣類 中損, 質店 小損, 店売物
黒岩庄	塩屋定兵衛 挽木屋小八郎 寺屋文蔵 森文右衛門 津田屋弁蔵 質蔵 酒造蔵 津田屋多左衛門 元屋源九郎 秀右衛門 岡屋利七 紙屋治兵衛		質 地 地 主	中損, 居室・土蔵・質店 大損, 質物, 支配人津田屋弁蔵 小損, 酒・道具・店, 酒造人津田屋弁蔵 小損, 店売物・外廻り 大損, 居室・隠居所・諸道具・衣類 中損, 質店 小損, 店売物

郷村名	名前	役職	営業	被奪状況
土庄・土山	坂口屋吉右衛門 油屋栄三郎 塩屋定助 松屋勝五郎 文左衛門 文吉 大黒屋 笠井健左衛門		醤油問屋 造給	小損, 居室 小損, 店売物・外廻り 小損, 店売物・外廻り 小損, 店売物・外廻り 船葬打ち 居室・酒店
上庄・北山	麻屋五郎右衛門 西屋長左衛門 岡田(庄司氏) 中徳 紀 勇次郎	大庄屋 運上取立役	炭鉱・薬商 地主 (大商人) 酒造 商	小損, 居室 中損, 居室(焼打ち)・酒造蔵・酒・道具 小損, 居室・店 大損, 居室・長家・穀物蔵・酒造蔵・酒・道具 小損, 居室・店・店売物 小損, 居室 小損, 居室 小損, 居室 中損, 居室
肥土山・肥土山	柏屋平左衛門 駒引屋・太田彦左衛門 駒引屋・太田茂左衛門 油屋金五郎 住立屋新蔵 墨屋・奥野伊助	大庄屋 庄屋	酒造 商	小損, 居室 中損, 居室 小損, 居室 小損, 居室 小損, 居室 中損, 居室
池田・平木	紺屋 平坂 たるや 新屋 新店清七 木久屋 八百屋 文七 武助 森長 浜蔵二軒	庄屋 庄屋		中損, 居室・浜蔵・素麺

注①「改政」「乱妨」「口書」「乱助」「朝隠」をもとに、土庄町高尾寿氏職取調査ノート・高尾氏作成「一揆経路図」(仮称)を参照して作成。  
 郷長殿への伝言 | 郷の | 茶屋

しかし、「新法」の直接的実行者としての側面にのみ攻撃がかけられたものでないことは、個別的にみれば、村役人ではない個々の豪農がより多く攻撃されていることも明らかである。素麴・米穀・油・綿の間屋であるとともに地主II高利貸でもあつて典型的な豪農といえる森善四郎の場合にしても、かれが一近來上をへつらい下を苦しめ、栄花を極めし大罪人〔改政三三三頁〕と指弾されたのは、実は、商業高利貸的収奪によるところが大きいのである。このことは、「入質の田地、年限有之分も為受不申」〔口書三六三頁〕、「長浜村にて家地子多分取上げ、其上ならず島中の大根を買しめ他国へぬかし、万事我欲の事筆紙に尽しがたし」〔改政三三三頁〕などと、豪農的諸機能がより多く批難されていることに示されている。

一揆勢の意識に即していえば、「新法」への積極的加担が「自栄をきわめ」ること、つまり富の蓄積と同一の過程であることを看破しているがゆえに、蓄積した富を媒介として権力とのゆ着・共生をつよめていく豪農も村役人と一体視・同罪視されるのである。そのような豪農の例として、馬越村岡上銀右衛門・淵崎村井上文八郎をあげるこゝができる。両者に共通する性格は、きわめて短期間のうちに蓄積した富の一部を御用金として献納し、苗字帯刀などの身分の特権を賦与され、それをテコとしてよりいっそ

う豪農経営を發展させていくことである。<sup>(3)</sup>

一揆勢が攻撃を豪農II村役人層に集中しえたのは、以上のような「豪農II村役人層」観にたつていからであつた。こうした認識を軸とするさきの史料から、さらにつきのような特質を抽出することができる。

その一つは、一揆が「助成を乞」うこと、すなわち施米金の強要を「押取同様の致方」として一貫して否定していることである。米金施手を申し出て拒絶され打ちこわされたものは、太田彦左衛門の他に森善四郎、岡上銀右衛門がいるが、前者は蜂起直後の、後者はその最末期の被襲者なのである。打ちこわしの拡大にともなつておこりがちな略奪行為はもとより、世直し一揆に多くみられる小作料減免・質物(質物)返還などの具体的諸要求もまったくみられない。このことは、一揆勢の豪農II村役人層への期待・幻想が完全に払拭されていることを証明するものであるが、同時に、一揆勢が打ちこわしにおいて「自立小生産者への回帰」を直接的にはめざしていないということでもある。二つめには、打ちこわしが「大罪人」を「罪に行ふ」ための限定的方式として位置づけられているために、豪農II村役人層以外のものへはまったく発動されていないことである。これについては、次の事実をあげることができる。その一つは、一揆への参加を要請する廻状の受取りを拒絶

した伊喜末村米屋多兵衛の「家本毀ち候風聞」〔乱妨三三〇頁〕が流れたが未発に終つたこと。また、左左衛門と半右門が吉蔵にたいし「小前の者共は老軒より老人つつ、室生村空の道より中山通りえ罷出候様、大急に通用取斗可申。若又不罷出村々之回押寄参候」〔口書三七〇頁〕とのべ、実際に小海郷の一揆勢は小馬越村周辺に押寄せているが、黒岩村惣代定蔵らの制止をうけた肥土山郷各村はほとんど呼応していないにもかかわらず、打ちこわしは行われなかつたことなどである。このことは、打ちこわし主体の自覚的参加者による構成を可能ならしめ、その行動を統制のとれた規律のあるものにした要因のひとつである。

では、この打ちこわしはいかなる階層によつてになられたのであろうか。参加者の検討にはいる前に、まず、計画段階と実行段階の両局面においてそれぞれの指導者は異なることを確認しなければならぬ。従来の研究は「乱妨徒党頭」として逮捕された次郎吉ら(前掲表4のBグループ)を打ちこわしの指導者とみなし、その多くが池田郷出身であることから池田郷を一揆の「中心」としている。かれらが打ちこわしの計画段階における指導者であることは事実であるが、実際に打ちこわしを指導した人物はかれらではない。かれらは「口書」のなかで一様に打ちこわしへの不参加を主張し、取調べにあつた藩側も「小江村森善四

郎方こぼちの義相企」て、あるいはそれに「同意」〔以上「口書三七二頁〕したことを処罰理由としているのである。

また池田郷を一揆の「中心」とする見解も、それが打ちこわしの中心舞台、一揆勢の中心勢力の出自村を意味するのであれば誤りである。前掲の一揆展開図に明らかかなように、小海郷に発した一揆は土庄村において土庄勢と一時合流し、淵崎・土庄両村においてもとも激裂に展開し、池田郷へはほとんど足を踏みいれないままにふたたび小海郷へもどつていたのである。打ちこわしの進行経路から、打ちこわしは小海郷、とくに小海・見目・長浜各村、そして土庄村の「在方小前末々の者并市中裏屋住の者」〔乱妨三三八頁〕によると予測することができる。打ちこわし参加者とBグループが同一でないことは前述のとおりであるが、持高については両者は共通の傾向を示していると考えられる。そこで打ちこわしの主体は、小海郷三ヶ村および土庄村の貧農II半プロ層を主流とするものといえよう。小海郷三ヶ村に漁人・石山稼ぎなどの貧農II半プロ層が多く存在していることについてはすでにのべた。また前掲表4のCグループは実際に打ちこわしに参加した逮捕者であるが、そのなかに「伴分」が二人いる。かれらが打ちこわしの先頭にたつたであろうことは、「はやり男の若者ども、すわや今にも押出さん」〔改政三三三頁〕、「血気盛んの若もの共、

中々以て聞入ず」(「乱妨」三四二頁)などという記述からも読みとることができる。さらに「足軽」(「農兵」)の逮捕は、打ちこわしの意義を考へるうえで興味ぶかい事実である。

注(1) 前掲、川井論文。

(2) 土庄郷大庄屋三宅一雄は、この時二六歳であり、難島して尊攘派として行動していた。ちなみにいえば、肥土山郷大庄屋の長子である太田彦郎(当時二二歳)もまた尊攘派草莽であった(前掲『郡誌』三七七、三八五頁)。

(3) このことの意味を明らかにするためには、大庄屋制度のもつ「幕藩制支配にとつての意味」(深谷克己「幕藩制国家論の課題」『歴史学研究』四二二号)の解明が必要だが、小豆島など軍事力の弱体な地域では、「より直接的に領主的性格を帯びてその機能を代替する」(同一「幕末維新期における共同体と人民闘争」『史観』八一冊)大庄屋制度への最終的否定、とおさえられると思う。文久元年の大庄屋給米の手当米への切替(前掲『年代記』)など一連の大庄屋制度の権力的手直しの問題との関連で今後検討したい。

(4) 一体視される客観的根拠が、主要には、たとえば森善四郎のように、村役人機能・豪農的諸機能を兼備していること、あるいは個々の豪農・村役人間の金融的結合関係・姻戚関係などにあることはいふまでもない。それは、たとえば大庄屋特権の一つである酒造業が豪農の共同出資によっていること(長光徳和「美作津山藩一揆補註」(前掲『集成』、表5の營業欄参照)、土庄郷大庄屋は淵

崎郷大庄屋の三男であること(前掲『郡誌』三八三頁)など、のように。

(5) 前掲『郡誌』三九四〜六頁。

(6) ただし、恒常的に救民対策をとっていた一部の豪農、村役人の施米金には応じている。たとえば、池田郷入部村の平野屋・山形屋など(前掲『史話』三五一〜六頁、高尾氏作成「一揆経路図」説明文)。

(7) 「作州非人騒動記」(前掲『集成』)には「発頭人乱妨強盗致候者拾八人御召捕」とあるが、これは美作本領での一揆における略奪行為からの類推による謬見であろう。

(8) 佐々木潤之介「幕藩制と封建的各機について」(『村方騒動と世直し』下、同「世直しの状況」(『講座日本史5 明治維新』)。

(9) たとえば前掲『史話』三四一頁。

(10) 足軽は第二次長州戦争に動員されたが、その取立年次について『郡誌』には文久三年とあり『内海町史年表』八二頁には文久二年とある。いずれにせよ、それは収奪強化政策実施のための武力装置として設定され機能したのではなからうか。だとすれば、打ちこわしの意義は郷村支配機構に解体的打撃を与えただけにとどまらないといえる。

## 五 むすびにかえて

以上の内容の簡単な要約と若干の展望を示してむすびに

かえたい。

文久期の闘争は、高持農民のみの村寄せを基礎とし村役人・惣代を担い手とする、各郷村単位の小規模かつ孤立分散的な越訴の訴願としてあらわれた。年貢収奪強化反対が唯一の要求であった。これにたいして慶応期の闘争は、全領域的規模での「強訴」<sup>①</sup>として展開した。越訴を「強訴」へと発展させたのは、政治的主体として一定の成熟をとげつつあった貧農Ⅱ半プロ層であった。しかし「強訴」は対領主闘争としての範囲内において成立していたために、それのみによって自己の課題を達成しえない貧農Ⅱ半プロ層による打ちこわし計画を機に、分裂・解体してしまうことになる。そのあとをうけて激発する打ちこわしは、「強訴」<sup>②</sup>内部の矛盾の集中的表現でもあった。それは、連上収奪を基調とする収奪強化政策が、豪農Ⅱ村役人層を頂点とする郷村支配機構を通じて強行されたことに規定されて、連上収奪によってもっとも大きな影響をうける貧農Ⅱ半プロ層を主要な担い手とし、豪農Ⅱ村役人層をその対象として展開された。この郷村支配機構への解体的打撃を与えた点に打ちこわしの歴史的意義があるといえよう。一揆勢は、「その中心に禁欲的な規律をもった指導部と中核部隊が存在し」<sup>③</sup>たことを想像できるほど、統制のとれた規律ある行動をと

り、徹底的な破壊に終始した。支配(収奪)機構として機

能する豪農Ⅱ村役人層を「罪に行なう(恐らく、天に替つての)行為Ⅱ世直しとしての意識」<sup>④</sup>に支えられている点に、その世直し一揆としての特質がもっとも特徴的にあらわれている。わずか二日間の打ちこわしではあったが、その歴史的意義・規模において、これを小豆島一揆の主要な局面とみる立場から、小豆島一揆は世直し一揆であると規定できるだろう。

改政一揆の一環としての小豆島一揆は、救米九〇〇俵・貸付金一五〇〇両の獲得(「乱妨」『郡誌』一三九頁)、代官交迭(「乱妨」三四四頁)、藩財政の「破綻」と「倒幕派」の藩政掌握などをその直接的結果としてもたらした。しかし、次郎吉ら永牢処分が付された六人が釈放された明治四年二月一七日の四ヶ月あまりのちの六月二五日には、打ちこわしの対象となった紀雄次郎・笠井健左衛門が庄管としてふたたび島民のうえに君臨することになり、天皇制国家のもとでの郷村支配機構が創出されたのである。ここにおいて島民も新たな局面に突入せざるをえない。明治六年初頭の徴兵会兵布にたいし、島民は竹槍をもって蜂起しかけるが、それは新たな闘争の序章であった。(『未完』)

注(1) 安丸良夫「民衆運動の思想」(『日本思想体系』58)。

(2) 長光徳和「美作津山藩改政一揆解題」(前掲『集成』)。

(3) (2)に同じ。宇治清子「津山藩改政一揆」(『史論』七集)。

史苑(第三十六卷第一号)

- (4) 『津山市史』第五卷、五三頁。
- (5) 前掲『郡誌』一四四頁。
- (6) 『内海町史年表』九〇頁。

執筆者紹介 (執筆順)

林 正子	立教大学職員
島 川 雅史	早稲田大学大学院生
谷 中 寿子	立教大学大学院生
菊 地 勇夫	立教大学大学院生
大 石 庄 一	立教大学大学院生
窪 徳 忠	立教大学教授